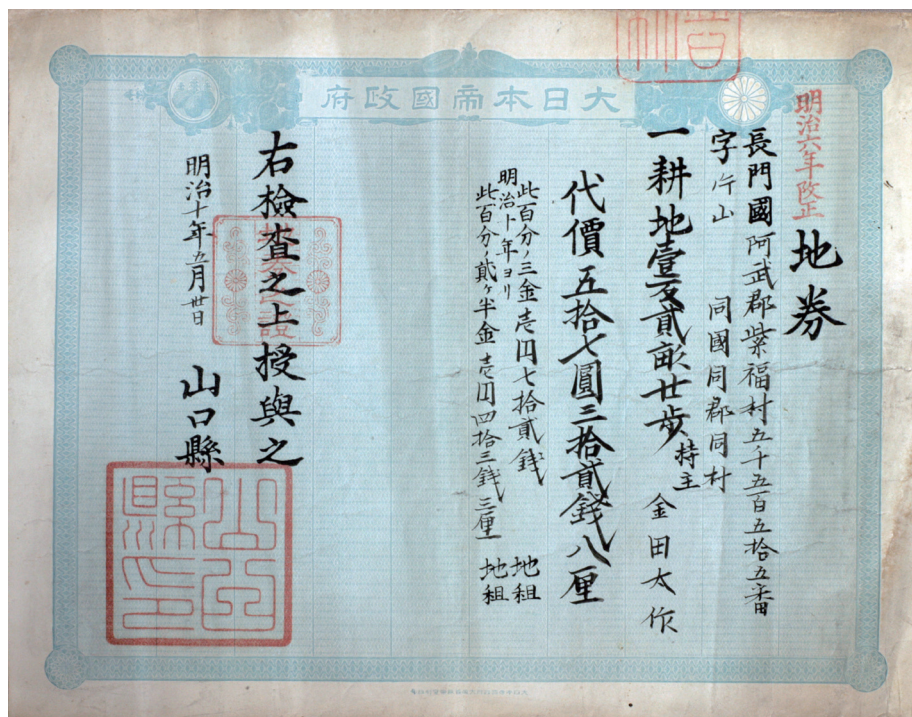


## 地租改正（地券）



\* 波多放彩収集資料27「地券」

### 解説

明治政府は、国家財政を安定させるために、地租改正を実施しました。

まず初めに、1872（明治5）年、江戸時代に禁止されていた土地の自由売買を認め、地価を定めました。さらに、土地の所有権と納税者を確認するため、地主と自作農に地券を発行しました。翌年、地租改正条例が公布され、豊作・凶作にかかわらず地価の3%を土地の所有者が現金で納めることになりました。しかし、従来の年貢額を減らさない方針で地租率が決定されたため、その負担は軽減されませんでした。農民は負担軽減を求め、1876（明治9）年、各地で地租改正反対一揆を起こしました。一揆が不平士族の乱と結びつくことをおそれた政府は、1877（明治10）年、地租率を3%から2.5%に引き下げました。

写真は明治10年に発行された地券です。所在地、土地の種類、面積、所有者名、地価、地租額を読み取ることができます。また、この年から地租率が変更されたことが記されています。

この土地における地租額の計算は、次のようになっています。

・明治10年以前

（地価）57円32銭8厘 × （地租率）0.03 = （地租額）1円72銭

・明治10年以後

（地価）57円32銭8厘 × （地租率）0.025 = （地租額）1円43銭3厘

\* 当館には、異なる年代の地券が各種あります。これらを比較すると、年代により地券の大きさ、裏面の表記等が異なっていたことがわかります。